

屋外広告物許可申請の手引き

広陵町 環境政策課

(令和6年10月)

はじめに

情報化時代の今日、宣伝の一役を担う屋外広告物はますます多様化、活発化の傾向にあります。

しかし、屋外広告物が無秩序に氾濫すると街の美観や優れた自然景観が損なわれるおそれがあります。

また、著しく老朽化したり、管理が適正になされていない広告物は落下や倒壊などの危険があり、重大な人身事故に繋がる恐れがあります。

これらを防止するため、屋外広告物法が定められています。奈良県ではこの法律に基づき「奈良県屋外広告物条例」を定めて屋外広告物について必要な規制を行っています。

平成14年4月1日から屋外広告物の許可、措置命令、報告の要求、立入検査及び違反広告物の簡易除却など屋外広告物条例に関する一部の事務が奈良県から広陵町に委譲されました。

奈良県は古い都があった関係から歴史的風土に恵まれた日本人の心のふるさととして、国内外の人々から親しまれている土地柄でありますので、とくに自然景観や都市美観の保全に努めているところであります。

古都奈良をより美しく、安全で住みよくするために、みなさんのより一層のご協力をお願いします。

【屋外広告物の公衆に対する危害の防止について】

平成27年2月、札幌市でビルの看板落下による人身事故が発生しました。

広告物の管理が不十分だとこのような悲劇を引き起こしてしまいます。

広告物設置者及び管理者の方は、許可の要・不要を問わず、広告物を良好な状態に保持する義務があります。

このような事故を未然に防ぐためにも、安全点検を定期的に行い、変形や腐食、破損など不具合が発見された場合は、速やかに処置してください。

【屋外広告物の掲出を広告業者に依頼される方へ】

屋外広告物の表示又は設置を行う営業は、奈良県に登録を行っている業者（登録業者）に限られています。

屋外広告物の表示又は設置を業者に依頼の際は、必ず登録業者か確認のうえ依頼してください。

★屋外広告物とは

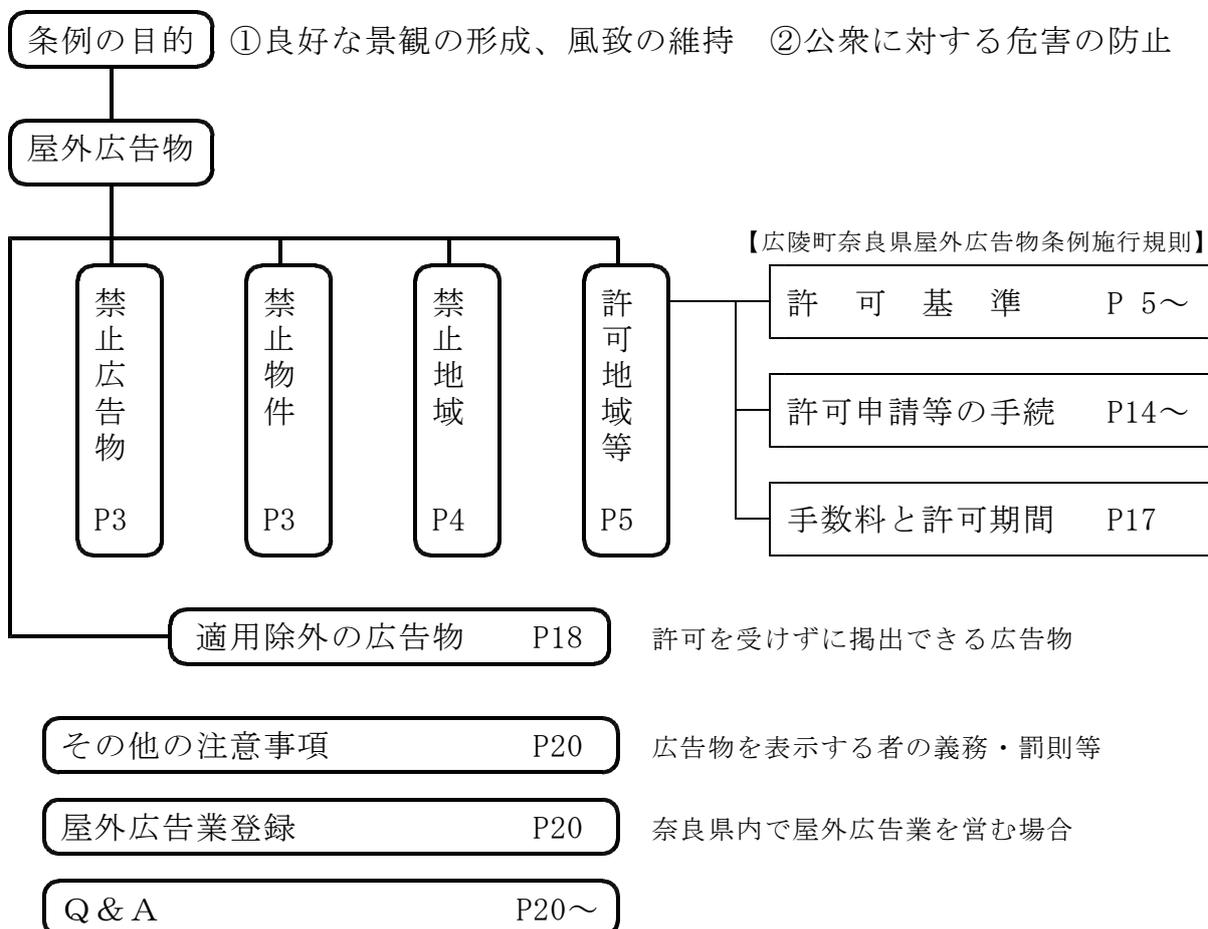
屋外広告物の定義は、屋外広告物法第2条第1項において定められており、4つの要件をすべて満たす広告物のことを指します。

- ① 常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- ② 屋外で表示される（建築物の外側である）
- ③ 公衆に表示されるもの
- ④ 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの
 - ・営利的な商業広告物のみならず、営利を目的としない広告物も、屋外広告物に該当します。
 - ・公共事業等で設置される道路標識や交通安全標識、案内板、道路上の区画線等の路面標示等も屋外広告物に該当します。
 - ・文字に表示されたものだけでなく、シンボルマーク、商標、写真、絵画、彫刻等、一定の観念、イメージ等が表示されているものも屋外広告物に該当します。

★屋外広告物を掲出するには、町長の許可が必要です

広陵町内に屋外広告物を掲出するには、適用除外の広告物（P18参照）を除いて、事前に広陵町長の許可が必要です。また、広告物を掲出しようとする場所が、原則として掲出できない「**禁止地域**」となっている場合があります。

奈良県屋外広告物条例の概要



禁止広告物

■ 次の広告物は、どんな場合にも表示・設置することができません。

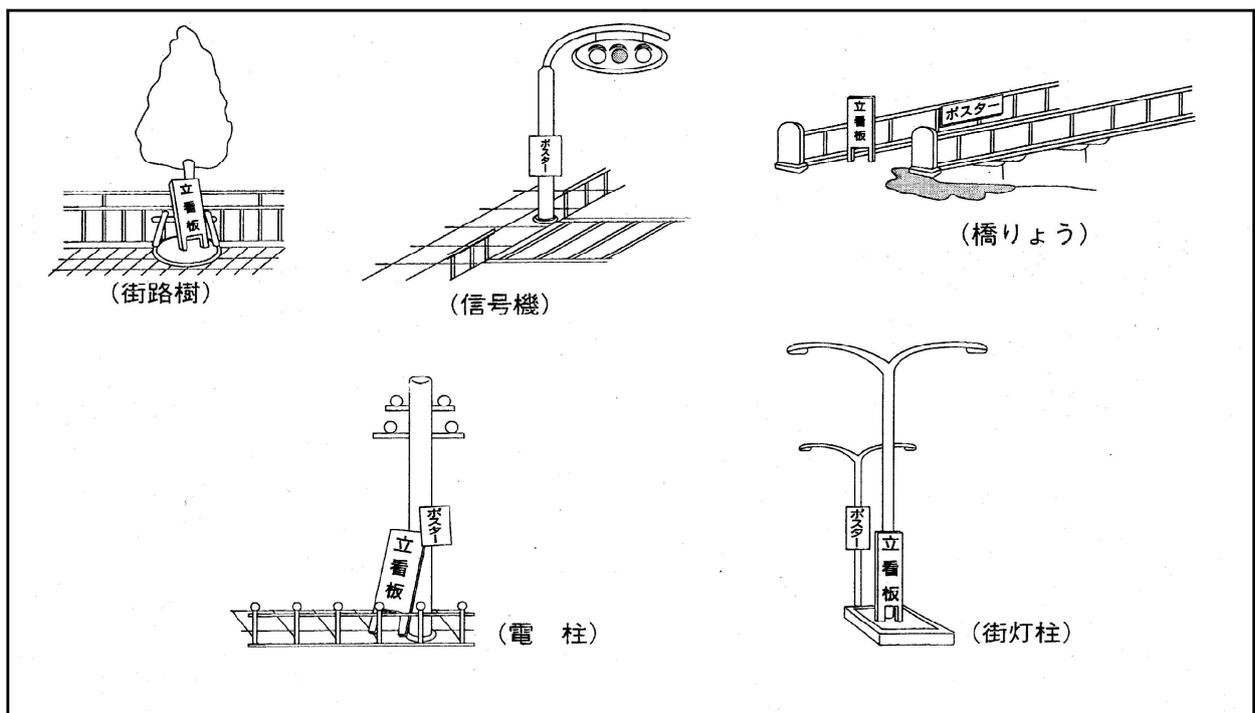
- 形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法が著しく美観風致を害するおそれのあるもの
- 公衆に対して危害を及ぼすおそれのあるもの

禁止物件

■ 次の物件には屋外広告物の表示・設置が禁止されています。

- 橋りょう、トンネル、高架構造、分離帯
- 街路樹、路傍樹
- 郵便ポスト、公衆電話ボックス、公衆便所、道路標識、道路上のさく、駒止、信号機
- 銅像、記念碑
- 建造物（文化財保護法、奈良県文化財保護条例の規定により指定されたもの）
- 建造物、樹木（景観法により指定されたもの）
- 石垣、よう壁
- 火災報知器、消火栓、火の見やぐら
- 送電塔、送受信塔、照明塔

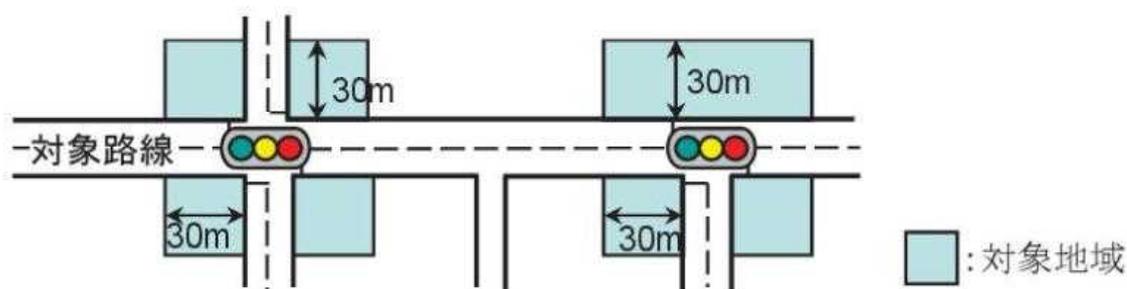
■ 電柱、街灯柱その他これらに類するものには、はり紙、はり札、立看板、のぼり旗等すべて簡易広告物の表示が禁止されています。



禁 止 地 域

■ 次の地域・場所では原則として屋外広告物の表示・設置はできません。

- 文化財保護法により指定された地域
 - 国宝又は重要文化財の建造物の周囲 50 m 以内
 - 特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物（仮指定を含む）（現在、広陵町にはありません）
 - 特別史跡、特別天然記念物の周囲 100 m 以内
- 奈良県文化財保護条例により指定された地域
 - 県指定史跡名勝天然記念物
- 歴史的風土保存区域（現在、広陵町にはありません）
- 第一種・第二種低層住居専用地域（ 〃 ）
- 風致地区（ 〃 ）
- 伝統的建造物群保存地区（ 〃 ）
- 陵、墓地、火葬場
- 都市公園、県立公園
- 広域幹線沿道区域として定める路線（中和幹線）の信号を有する交差点の路端から 30m 以内（下図参照）



※ 上記のほか、他法令により表示・設置が制限されている場合があります。

許可地域等

広陵町内に屋外広告物を表示又は掲出物件を設置するには、適用除外の広告物（P18参照）を除いて、あらかじめ広陵町長の許可を受ける必要があります。

許可基準

■ 一般基準

□ 美観上の基準

- 市街地における広告物は、都市の環境に調和し、都市美観を害さないものであること。
- 景勝地における広告物は、環境に調和した色彩と意匠のみのものであること。
- 赤色と緑、紫の原色又は原色に近い色彩（※1）の使用は、その表示部分を最小面積にとどめること。（※2）
- 赤色と緑色又は緑色と紫色は近接して使用しないこと。
- イルミネーション、ネオンサイン等は点滅速度をゆるやかにすること。
- サーチライトは使用しないこと。

□ 危害防止の基準

- 容易に腐朽し、破損しない構造であること。
- 風、雪、振動等により倒壊又は落下しないよう堅固に設置するものであること。
- 信号機、道路標識の効用を妨げないものであること。
- 一般交通の用に供する道路上に設置しないこと。

★ 色彩の一般基準

※1 「赤、緑、紫の原色又は原色に近い色彩」とは、次の表の色相・明度・彩度のマンセル値にすべて該当する場合をいう。

	色相(H)	明度(V)	彩度(C)
赤(R)	1 R以上 6 R未満	4以上 6未満	8超え
緑(G)	1 G以上 7 G未満	4以上 7未満	6超え
紫(P)	6 P以上 9 P未満	4以上 6未満	7超え

※2 「その表示部分を最小面積にとどめること」（※1のマンセル値に該当した場合）

商業地域・近隣商業地域・準工業地域	その他の地域
50%を超えない範囲 (赤、緑、紫の合計面積)	40%を超えない範囲 (赤、緑、紫の合計面積)

■ 中和幹線における基準

奈良県の中和地域を東西に結ぶ幹線道路で、二上山や三輪山等の奈良県を代表する景観資源を眺望することができる中和幹線を対象に、奈良県と中和幹線が結ぶ5市町（大和高田市、橿原市、桜井市、香芝市、広陵町）が連携し、良好な沿道景観の形成するため平成29年3月に「中和幹線屋外広告物ガイドライン」を策定しました。

- 中和幹線は、地域の土地利用や眺望を踏まえ、全線を4つのエリアに区分して、景観形成の方針を定めています。。

★各エリアの景観形成方針

● 二上山・三輪山眺望エリア（広陵町にはありません）

【地域の特性】

- ・二上山、三輪山等の記紀万葉の歴史を有する山々が正面に見えるエリアです。

【景観形成方針】

- ・道路軸線上の視線を確保し、二上山や三輪山の良好な眺望景観を形成します。

● 住宅市街地エリア

【地域の特性】

- ・街路樹の緑で屋外広告物が目立たず、良好な住宅地の景観が形成されているエリアです。

【景観形成方針】

- ・住宅と街路樹が調和した落ち着いた景観を維持し、良好なまちなみ景観を形成します。

● 田園・山なみエリア

【地域の特性】

- ・建築物が少なく、沿道に農地や山地の緑を眺めるエリアです。周辺や山々への見通しを確保すべき地域になります。

【景観形成方針】

- ・独立広告物を制限し、良好な田園景観や山なみ景観を形成します。

● 沿道市街地エリア

【地域の特性】

- ・商業施設やサービス施設、住宅等が混在した賑わいのあるエリアです。地域の賑わいとバランスを考慮した景観形成を進めるべき地域になります。

【景観形成方針】

- ・色彩や配置等の制限により、周囲と調和した賑わいの景観を形成します。

※中和幹線における基準については、各エリアごとに基準が異なるため、別冊「中和幹線屋外広告物ガイドライン」を参照してください。

■ 種類別一般基準

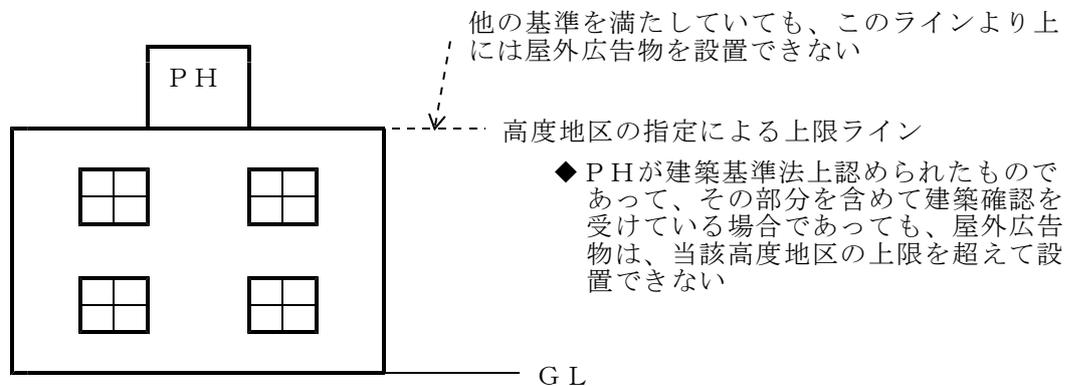
奈良県における屋外広告物の種類と定義は、下表のとおりです。（中和幹線を除く。）

種 類	定 義	基準 P
屋上広告物	建築物の屋上又は屋上の工作物に表示又は掲出される広告物。	P 7
軒下広告物	建築物の壁面に表示又は掲出される広告物。	P 9
塀及び垣 広告物	塀又は垣（フェンスを含む。）を利用して 表示又は掲出される 広告物。	P 9
広告塔	木造又は鉄骨造の工作物に広告物を表示し、またはこれを取り 付け広告内容を示すもので、地上から広告物の上端までの高さ が 5 m を超えるもの。	P 1 0
建植広告物	木造又は鉄骨造の工作物に広告物を表示し、またはこれを取り 付け広告内容を示すもので、地上から広告物の上端までの高さ が 5 m 以下のもの。	P 1 0
電柱広告物	電柱に添加される広告物。「突出」と「巻付」がある。	P 1 1
アーチ広告物	道路上等の空中を横断し、アーチ状に建植された物件を利用し て広告内容を表示するもの。	P 1 2
気球広告物	綱に綱をつけた気球を掲揚し、その綱、綱または気球を利用し て広告内容を表示するもの。アドバルーン。	P 1 2
広告幕	布または綱等を使用して作成されたもので、建造物その他の物 件を利用して取り付けられ広告内容を表示するもの。懸垂幕、 横断幕、旗、のぼり等。	P 1 3
立看板	木または金属等の材料を使用して作成されたもので、建造物そ の他の物件を利用して立てかけられ、移動性のあるもので、広 告内容を表示するもの。	P 1 3
はり札	紙、木、合成樹脂または金属等を使用して作成されたもので、 建造物その他の物件を利用して容易に取り外すことのできる状 態で取り付けられ、広告内容を表示するもの。	P 1 3
はり紙	紙等を使用して作成されたもので、建造物その他の物件を利用 して貼り付けて広告内容を表示するもの。ポスター、ビラ等。	P 1 3

屋上広告物

□ 屋上広告物の共通基準

- ◆ 高度地区の指定による限度

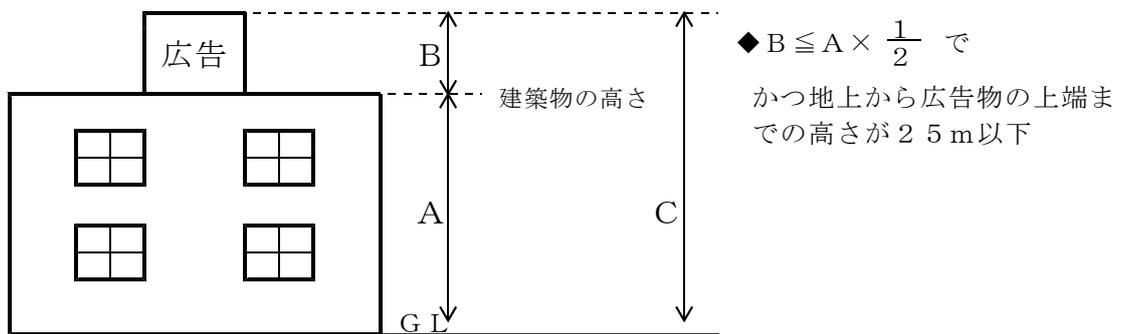


- ◆ 和風建築物の棟には屋外広告物を掲げないこと
- ◆ 屋根には直接ペンキ等で表示しないこと

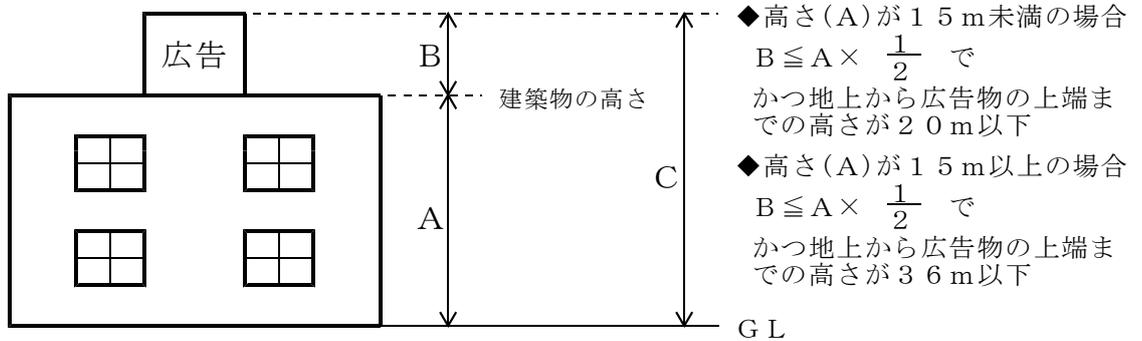
□ 屋上広告物の地域別基準

- A = 建築物の高さ (= 建築物の最高の高さ)
 B = 広告物の高さ (= 建築物の高さから広告物の表示面積部分の上端まで)
 C = (平均GLから広告物の表示面積部分の上端までの高さ)

- 第1種地域 (第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域)



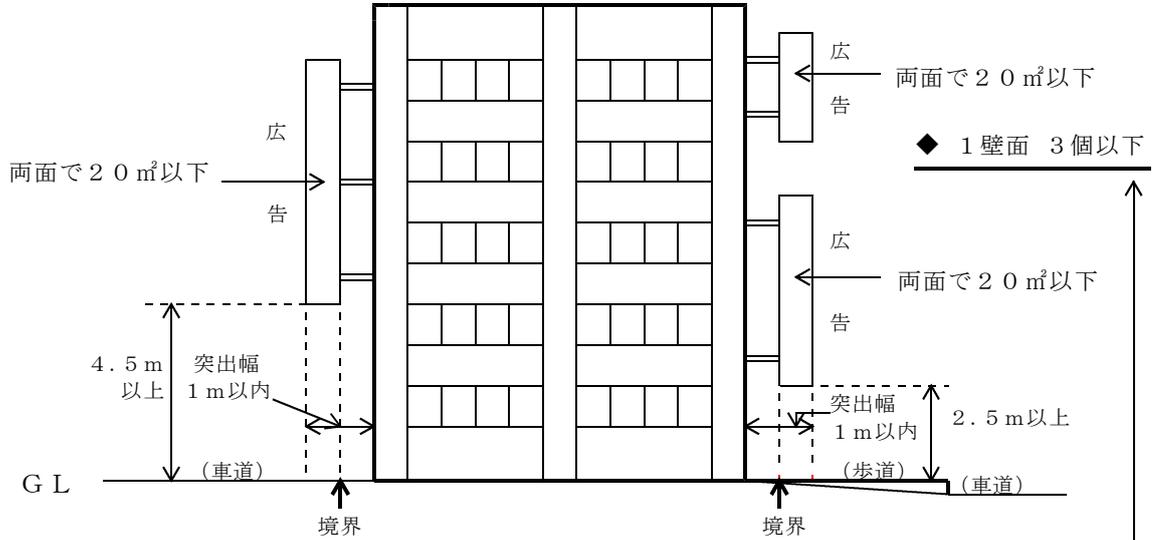
- 第2種地域 (商業地域、近隣商業地域、工業地域、準工業地域、市街化調整区域)



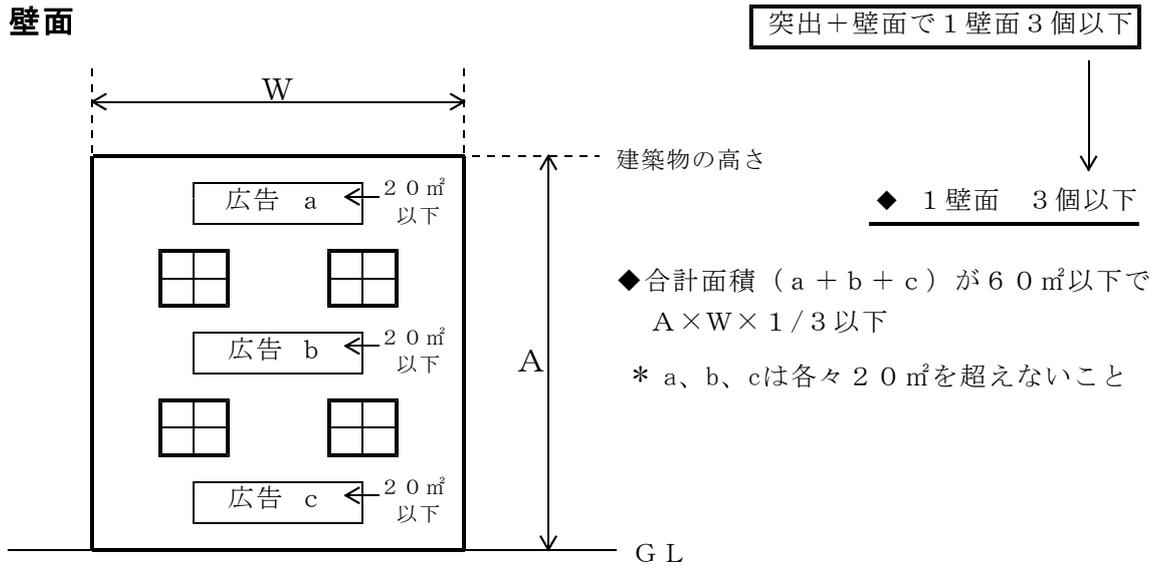
※ただし、高度地区の指定がある地域については、上記の基準を満たしていても、広告物の上端までの高さ(C)は、当該高度地区の上限を超えることはできない。

軒下広告物

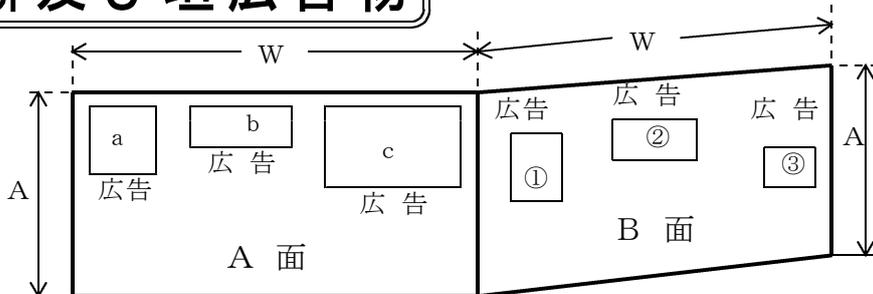
□ 突出



□ 壁面

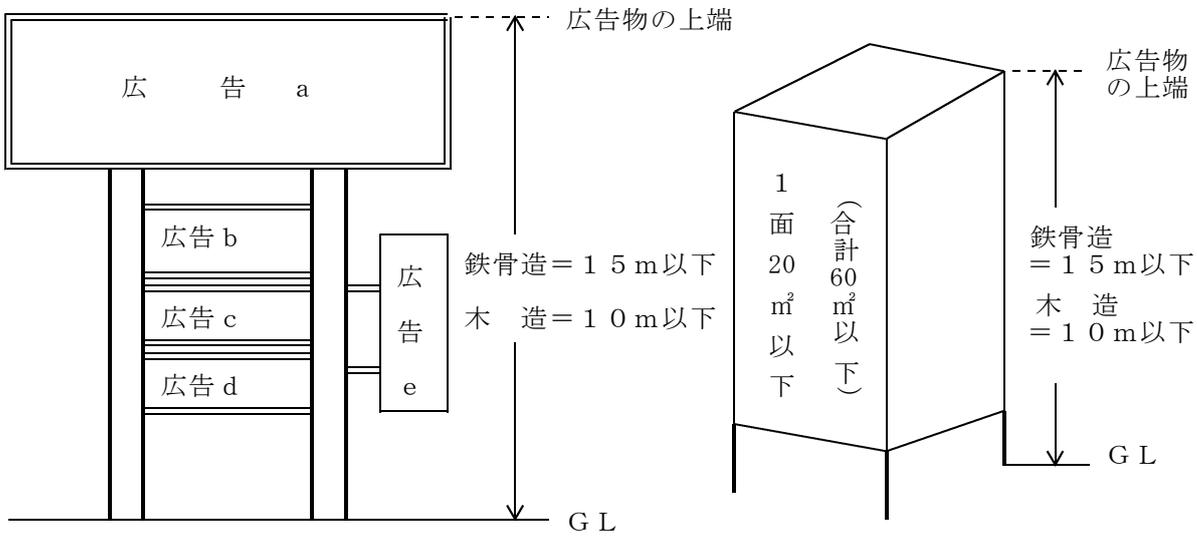


塀及び垣広告物



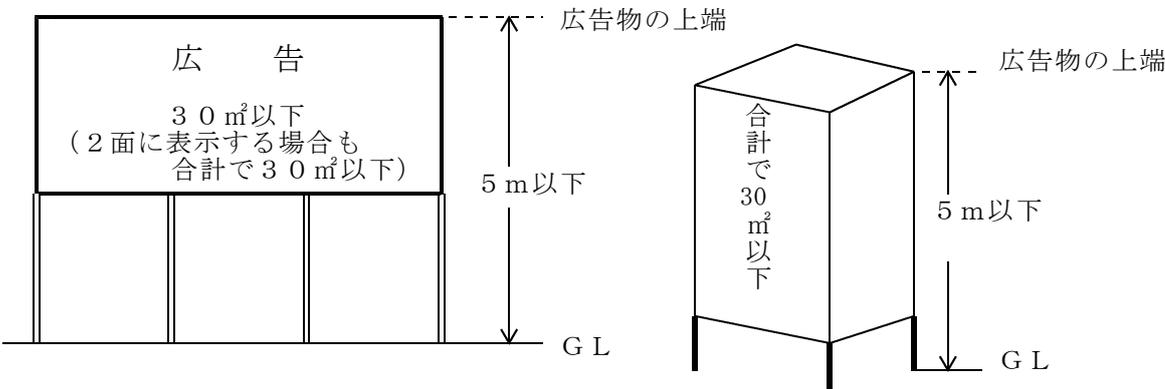
- ◆ 1 面 3 個以下
- ◆ 古い土べいには掲げないこと
- ◆ 各面の合計面積 ($a + b + c$ 又は $① + ② + ③$) が 60 m^2 以下で $A \times W \times 1/3$ 以下
- * a 、 b 、 c 、 $①$ 、 $②$ 、 $③$ は各々 20 m^2 を超えないこと
- ◆ 広告物の上端はへい等の上端を越えないこと

広告塔



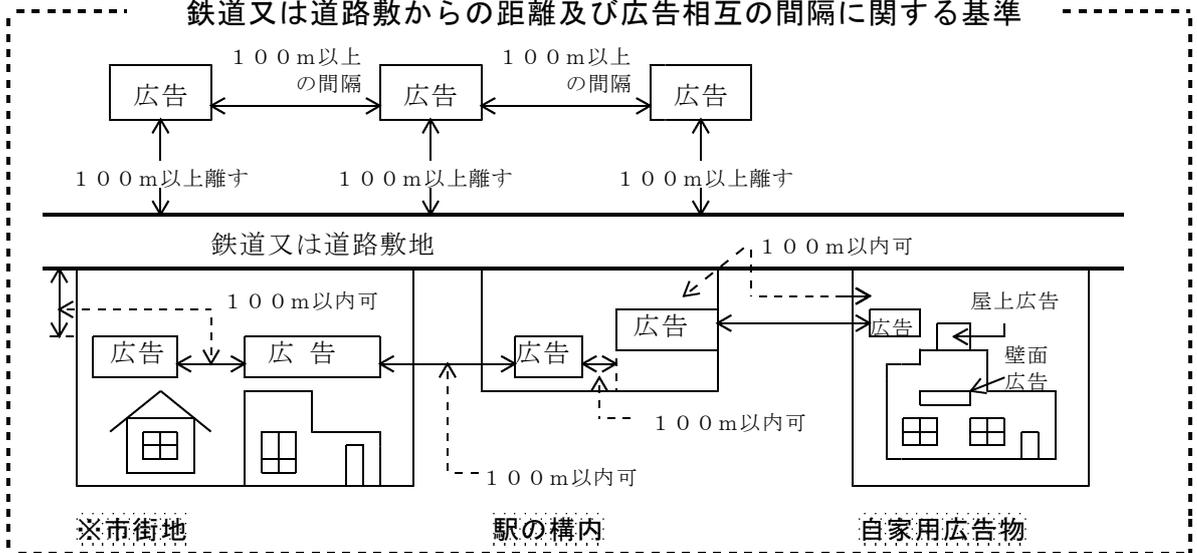
- ◆ 1面（一方向から見て垂直になる面（ $a + b + c + d + e$ ））が 20 m^2 以下
- ◆ 総表示面積は、2面の場合が 40 m^2 以下、3面以上の場合が 60 m^2 以下

建植広告物



《広告塔・建植広告物》

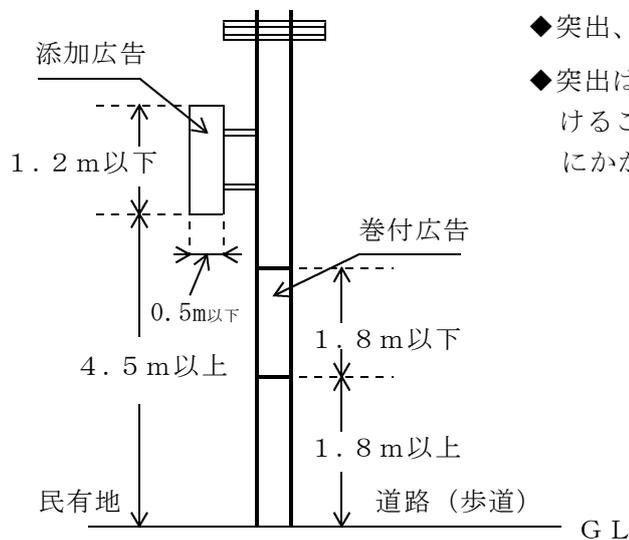
鉄道又は道路敷からの距離及び広告相互の間隔に関する基準



※「市街地」の解釈

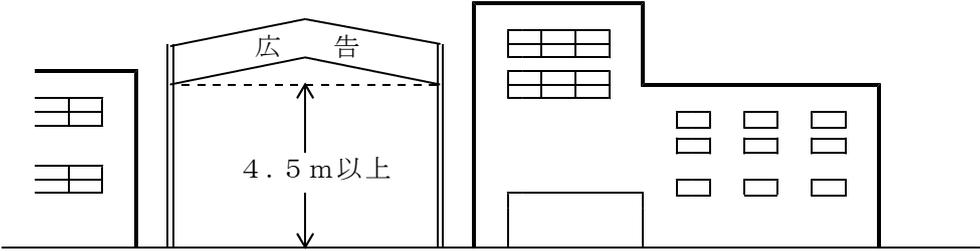
- (ア) 都市計画法第8条に規定される用途地域に含まれる区域（主に市街化区域）
※屋外広告物禁止地域として条例及び告示で規定または指定されている区域を除く。
- (イ) (ア)以外の地域で、次のいずれかの要件に該当する区域（主に市街化区域）
 - ① 広告物設置場所側の沿道（沿線）で、広告物を中心とした半径50m以内に建築物が存する場合。ただし、向側（逆サイド沿道、沿線）を除く。
 - ② 当該鉄道または道路敷地から後方100m以内に建築物があり、広告物が設置されても後方の景観に支障を及ぼさない場合

電柱広告物（突出広告、巻付広告）



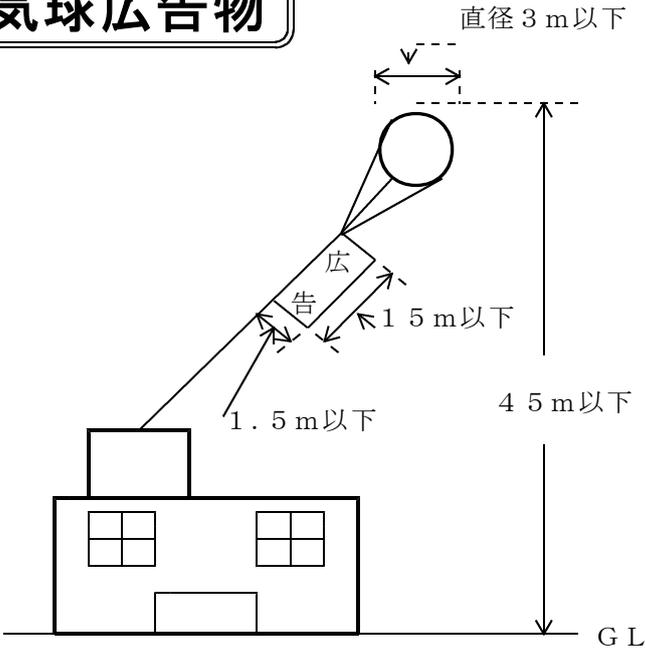
- ◆突出、巻付は電柱1本にそれぞれ1個
- ◆突出は、道路と反対方向（私有地側）に取り付けること。ただし、突出の先端が道路（歩道）上にかからない場合はこの限りでない

アーチ広告物



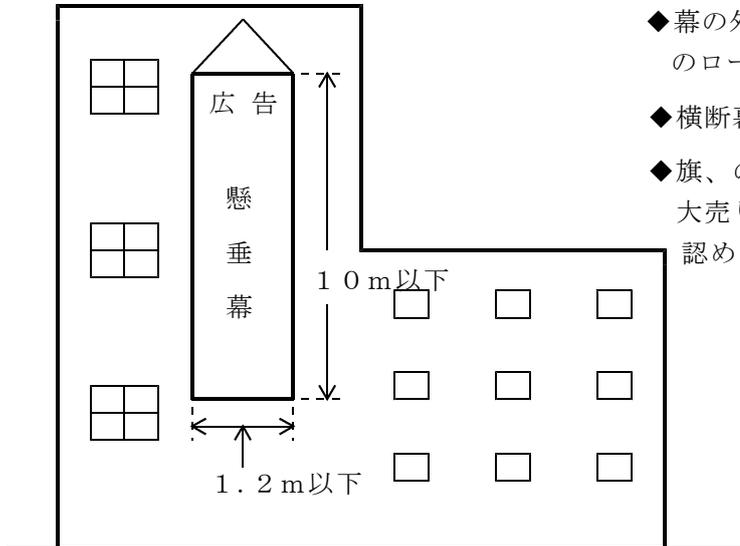
- ◆アーチ上部には、地名、商店街名等公共的な名称のみ表示
- ◆上記以外の広告物は、下部の柱部に掲出

気球広告物



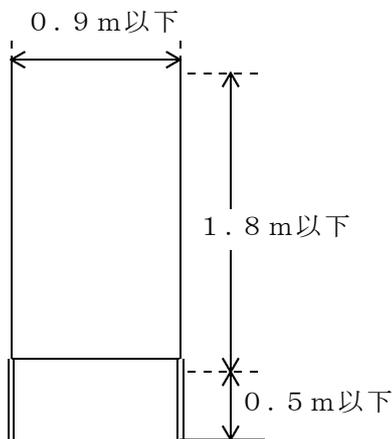
- ◆掲揚中に電線、煙突、建築物等に触れないこと
- ◆広告面にネットを使用のこと
- ◆風速 5 m 以上の時は掲揚しないこと
- ◆気球に補助綱があること

広告幕 (懸垂幕、横断幕、旗、のぼり等)



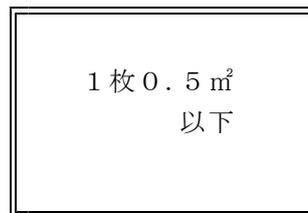
- ◆幕の外周には、風圧に耐えられる太さのロープをいれること
- ◆横断幕は繁華街においてのみ掲げること
- ◆旗、のぼり等は祭日、縁日、臨時興業、大売り出しのほか、商店街の慣習として認められている場合に限る

□ 立看板

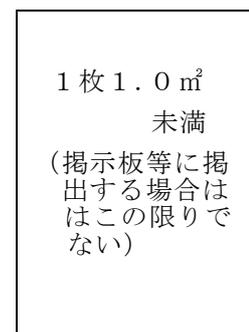


- ◆設置期間は、2ヶ月以内

□ はり札



□ はり紙



- ◆新聞紙に墨書き又は絵具書きしたものは掲出しないこと
- ◆掲出期間は、1ヶ月以内

許可申請等の手続

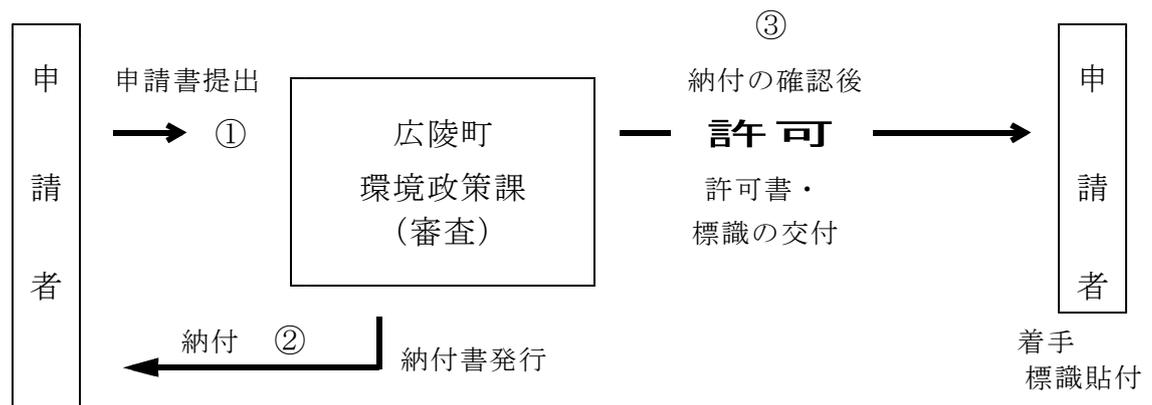
許可申請等についての照会、相談、受付等は**広陵町環境政策課**で行っております。

各許可申請には手数料（P17参照）が必要です。
納付方法は納付書を発行しますので、納付期限までに指定の金融機関で納付してください。

【郵送での申請について】

郵送での申請も受付いたします。その際は、手数料納付書送付用（定形郵便切手貼付）、許可書送付用（定形外郵便切手貼付）の宛名入封筒を同封してください。（窓口持参で申請され、納付書・許可書の郵送を希望される場合も同様に提出してください。）

許可申請の流れ



■ 新規に設置する場合

「広告物許可申請書（様式第1号）」に、必要書類（P16参照）を添付して正副2部提出し、許可を受けてから着工してください。

なお、申請の際に「管理者」を設置する必要があります。管理者は特に資格等の要件は定めていませんが、許可を受けた広告物の日常的な管理を責任を持って行う方を管理者としてください。

■ 意匠等の変更をする場合（色彩及び意匠が同一である場合の塗り替えは申請不要）

「広告物変更許可申請書（様式第2号）」に必要書類（P16参照）を添付して正副2部提出し、許可を受けてから着工してください。

「意匠変更」とは、形状、寸法、構造が既許可物件と同一の場合をいいます。

「その他の変更」とは意匠変更以外の変更で、表示面積が小さくなる場合、手数料に変更のない範囲での付加、同一敷地で場所を移動する場合をいいます。

■ 許可期間後も継続する場合

許可期間が広告物の種類に応じて規定されています。期限後も引き続き広告物を掲出する場合は、期間満了の30日前までに「広告物継続許可申請書（様式第3号）」に広告物安全点検報告書（様式第3号の2）及び必要書類（P16参照）を添付して正副2部提出してください。

なお、広陵町では期間満了の前（2～4月前）に継続案内文書を送付していますが、各々で管理していただき、指定期限までに手続きをしてください。

■ 申請者、管理者の住所・氏名（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名）を変更した場合

「住所氏名変更届」1部を提出してください。

■ 撤去した場合

「屋外広告物撤去届」1部を提出してください。

■ その他（他法令により手続きが必要な場合）

● 高さ4mを超える広告塔・広告板等を設置する場合

工作物の建築確認（建築基準法） 高田土木事務所又は指定確認検査機関

● 道路敷地や道路の上空に広告物を掲出する場合

道路占用の許可（道路法）

（国道）

（県道、県管理の国道）

（町道）

奈良国道事務所橿原維持出張所管理課

高田土木事務所管理課

広陵町都市整備部都市整備課

● その他許認可の手続きが必要な場合がありますので、それぞれご確認ください。

各申請書等の様式は、広陵町のホームページからダウンロードできます。

広陵町役場

検索

広陵町ホームページのトップメニュー右側の「便利メニュー」>「申請書関連」>「屋外広告物書類関係」からダウンロードしてください。

http://www.town.koryo.nara.jp/contents_detail.php?frmId=716

許可申請必要書類

規則の様式は、広陵町ホームページからダウンロードできます。

必要書類	新規	継続	変更		備考
			意匠	その他	
①屋外広告物許可申請書 (規則・様式第1号)	○				書類に必要事項記入。 広告物が複数の場合、「形状寸法」欄は別紙と記入し、別紙一覧表(任意様式)を添付。
②屋外広告物変更許可申請書 (規則・様式第2号)			○		書類に必要事項記入。
③屋外広告物継続許可申請書 (規則・様式第3号)		○			書類に必要事項記入。
④屋外広告物安全点検報告書 (規則・様式第3号の2)		○			書類に必要事項記入。
⑤付近見取図	○				縮尺1/2,500程度の地図等に設置場所を朱書で記入。
⑥色彩及び意匠を表す図面	○		○	○	広告物の色彩・意匠図を添付。 (立面図に着色も可) 赤、緑、紫の各色彩を使用する場合は、マンセル値及び使用面積を記入。
仕様書及び設計図	⑦敷地配置図・平面図	○		○	広告物の設置場所を朱書で記入。 敷地配置図に設置場所が表示できれば平面図は不要。
	⑧立面図	○		○	広告物の設置場所を記入。 屋上の場合は図面上にGL、最高の高さ、広告物の上端の高さを各々記入。
	⑨構造図	○		○	広告物の構造を示す図面を添付。 (基礎構造図、取付断面図を含む)
⑩土地所有者との設置に関する契約書・承諾書等	△				他人の所有する土地(農地等に限る)に建植広告物及び広告塔を設置する場合に必要。(テナント入居の自家用広告物は不要)
⑪工作物の検査済証の写し (ない場合は確認済証の写し若しくは台帳記載済の証明)	△				現に存在する4mを超える建植広告物及び広告塔を再利用して新規に掲出する場合に必要。
⑫道路占用許可書の写し	△	△		△	道路(公道)の上空を占用する場合に必要。
⑬委任状	△	△	△	△	申請者が第三者に申請を委任する場合に必要。

* 提出部数 各2部(正1・副1)

○印の書類は必ず添付が必要です。

△印の書類は備考欄記載の内容に該当する場合に添付の必要があります。

その他市長が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

審査手数料と許可期間

下記の表のとおり、屋外広告物の許可申請にかかる審査手数料と許可期間は、掲出する広告物の種類により異なります。

また手数料の算定は、広告物ごとに計算し、その合計額となります。

【計算例】	①屋上広告物：横4m×縦2m×4面 = 32m ² = 10,500円
	②軒下広告物：横6m×縦1m = 6m ² = 3,000円
	③軒下広告物：横5m×縦0.9m = 4.5m ² = 1,500円
	④広告塔：横3m×縦2m×2面 = 12m ² = 4,500円
	合計 = 19,500円

広告物の種類	審査手数料	許可期間
屋上広告物 軒下広告物 塀及び垣広告物 広告塔 建植広告物 アーチ広告物	5 m ² まで 1 5 0 0 円 5 m ² 増すごとに 1 5 0 0 円加算	3 年以内
気球広告物	1 個 1 0 0 0 円	1 年以内
広 告 幕	1 個 5 0 0 円	1 年以内
電柱広告物	1 件 5 個まで 1 0 0 0 円 5 個増すごとに 1 0 0 0 円加算	1 年以内
立 看 板	1 件 5 個まで 1 0 0 0 円 5 個増すごとに 1 0 0 0 円加算	2 ヶ月以内
は り 札	1 件 5 個まで 5 0 0 円 5 個増すごとに 5 0 0 円加算	1 年以内
は り 紙	1 件100枚まで 5 0 0 円 100枚増すごとに 5 0 0 円加算	1 ヶ月以内

- * 1 件とは一括申請されたもので形状、大きさ、意匠等同一のものをいいます。
- * 単位の端数は、一単位に切り上げます。
- * 審査手数料は、広陵町手数料徴収条例により定められています。
- * 許可期間は、広陵町奈良県屋外広告物条例施行規則により定められています。

適用除外の広告物

奈良県屋外広告物条例では、原則として広陵町内で屋外広告物を掲出する場合はすべて許可を要することになっています。

しかしながら、全ての屋外広告物を規制の対象とすることは住民生活のうえでも、また、行政の効率の観点からも適当ではありませんので、社会生活を営むうえで最小限必要な屋外広告物については、条例の規定の一部の適用を除外して、許可を必要とせずに掲出できることにしています。このことを「適用除外」といいます。

したがって、禁止地域・禁止物件（P3・4参照）であっても、広告物を掲出できる場合がありますので詳しくは広陵町環境政策課にご相談ください。

なお、下記のいずれの項目にも該当しない広告物は「一般広告物」として面積にかかわらず許可（禁止地域・禁止物件の設置は不可）が必要です。

■ 禁止地域、禁止物件に掲出及び許可を受けずに掲出できるもの

- 公職選挙法その他の法令の定めるところにより行う選挙運動又は政党その他の政治団体の選挙における政治活動のために表示されるもの。
- 他の法令の規定により表示を認められたもの又は義務づけられたもの。（道路法に基づく道路標識、建築基準法に基づく確認の表示等）
- 国、公共団体又は知事が認める公共的団体がその事務又は事業に関して主として公共の利益のために表示するもの。
- 自家用広告物で次の基準に適合するもの

広告物の掲出場所	広告物の設置基準
町内全域	各広告物の表示面積を合算した面積が 10㎡以下 (ただしP5～の許可基準を満たすこと)
※「 自家用広告物 」とは、次の2条件を満たす広告物をいう。 (1) 自己の事業又は営業に関する屋外広告物 (2) 自己の事務所、事業所、営業所等に表示するもの	

- 自己管理地広告物で次の基準に適合するもの

広告物の掲出場所	広告物の設置基準
市内全域	表示面積の合計が 5㎡以下
※「 自己管理地広告物 」とは、次の2条件を満たす広告物をいう。 (1) 自己の所有する土地又は建造物の一部に表示する屋外広告物 (2) 管理上必要があつて設置するもの ※表示例：○○建設予定地、○○会社所有地・管理地、立入禁止 等 ※自己の財産管理上必要な範囲に限られるため、他の宣伝効果を目的とするようなものは該当しない。	

その他の注意事項

□ **許可の表示**（条例第11条）

許可を受けた広告物には、許可の標識を必ず付けてください。

□ **管理義務**（条例第12条）

設置者又は管理者は、表示又は設置した広告物を、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければなりません。

□ **撤去・原状回復の義務**（条例第13条）

許可期限が満了したとき、又は広告物を表示する必要がなくなったときは、その表示者又は申請者は責任をもって広告物を除却し、設置の場所を原状に復してください。

□ **罰則の適用**（条例第16条の4～第19条）

許可が必要なのに許可を受けなかったり、禁止されている地域や物件に表示したりして、条例に違反したときは、50万円以下の罰金に処せられます。

屋外広告業登録

奈良県内で屋外広告業を営むには、奈良県の屋外広告業の登録が必要です。登録を受けていない業者は、県内で屋外広告物を設置することができません。法と条例に違反した者は、登録取り消しなど処分を受けることがあります。

また、屋外広告業者は屋外広告物講習会修了者等を営業所ごとに置くことが義務付けられています。

なお、氏名（名称）・所在地・代表者・講習会修了者の変更があった場合は屋外広告業変更届が、屋外広告業を廃止するときは屋外広告業廃止届が必要です。

※詳しくは、奈良県担当窓口（下記）までお問い合わせください。

奈良県景観森林部 景観・自然環境課
景観・屋外広告係 電話 0742-27-8752（直通）

Q & A

Q1 なぜ、自分の敷地内に設置する屋外広告物まで規制するのですか？

A 街中に表示される広告物は、街の景観として様々な形で影響を与えています。このため、屋外広告物法では、「公衆に表示されるもの」を屋外広告物として定義しており、敷地の内外における区別はしていません。

Q2 公衆に表示されるものの「公衆に表示」とは？

A 公衆に対しての表示で、不特定多数の者に向けて表示することをいいます。ただ

し、建物等の管理状況を踏まえ総合的に判断することが必要です。例えば閉鎖的な中庭の空間に向かって表示（野球場のフェンスに内向き表示）や駅構内の内側の人に対してのみ表示するものは特定された多数への表示となり「公衆に表示」とはいえませんが、

Q 3 夜間は店内に片付けており、1日数時間しか出さなくても許可が必要ですか？

A 1日のうち数時間だけ出される場合であっても、継続的に表示するには屋外広告物に該当するため、許可が必要となります。シャッターに表示する場合も同様です。（自家用広告物の適用除外10㎡以下に該当する場合は許可は不要です）

Q 4 ガラス面の内側から外に向けてポスター等を貼った場合は、屋外広告物ですか？

A 屋外広告物の「屋外」とは、設置する場所が「屋外」ということであって、「屋外から見える」という意味ではありません。したがって、ガラス面内側に表示されたものは、屋外広告物に該当しません。

Q 5 自家用広告物を適用除外の許可不要で広告物A「9㎡」を設置していたが、新たに広告物B「3㎡」を設置する場合、許可が必要ですか？

A 適用除外の許可を受けずに表示できる自家用広告物は、1住所1箇所につき表示面積の合算が10㎡以下のものとしています。新たに3㎡を設置する時点で合算面積が12㎡となりますので、広告物A B両方について、許可を受ける必要があります。

Q 6 申請手続きは自分でもできますか？

A 各申請はご自身でもできますが、条例や許可基準を理解した上での図面等の作成、点検が必要となることから、一般的には屋外広告物業者等の専門家に手続きを依頼されることが多いようです。

**Q 7 既に許可を受けずに看板を掲げているのですが、どうしたらいいですか？
今からでも受け付けてもらえますか？（許可必要広告物）**

A 現状のままですと違反広告物となりますので、許可基準に適合しており安全上問題がなければ許可を受けていただくことは可能です。また許可基準に適合しない場合は適合するような改修案をお考え申請いただくか、撤去する必要があります。

本来ならば許可取得後に設置されるべきですが、設置後でも申請方法について広陵町環境政策課にご相談いただき許可を受けてください。

Q 8 違反した場合、罰則はありますか？

A 奈良県屋外広告物条例において、依頼した広告主と表示した広告業者双方に対して30万円以下または50万円以下の罰金に処する罰則があります。また、仮に違反の事実がわかった場合は、町は指導から始まり、是正及び出頭命令、措置命令を行い措置命令に従わない場合は、警察署長に告発することができます。



広陵町役場 住民環境部 環境政策課

TEL0745-55-1001(代) FAX0745-55-1009(代)

〒635-8515 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1